

「義援金受付団体」 受付分の配分について

(1) 配分基準及び配分額について

「宮城県災害義援金配分委員会」（平成23年4月13日開催）決定事項
（資料3-2、3-3）

死亡・行方不明者	1人当たり	35万円
住宅全壊（焼）	1戸当たり	35万円
住宅半壊（焼）	1戸当たり	18万円
原発避難指示・屋内待避指示圏域の世帯	1世帯当たり	35万円

(2) 仙台市への配分額について（平成23年4月20日、第1次配分）

被害項目	被害者（戸）数	配分額	配分額計
死亡・行方不明者	死亡者数 511人 行方不明者数は調査中	35万円	178,850,000円
住宅全壊（焼）	調査中	35万円	0円
住宅半壊（焼）	調査中	18万円	0円
原発避難指示・屋内待避指示圏域の世帯	該当なし	35万円	0円
合計			178,850,000円

※被害者（戸）数は、宮城県災害対策本部発表（資料3-4）の数値である。行方不明者及び住宅被害については調査中のため配分されていないが、今後、被害状況が判明次第、追加配分されることとなっている。

(3) 被災者への配分について

4月26日から申請受付を開始した。周知はプレスリリース及びちらし（資料3-5）により行っている。

(4) 今後の配分について

「宮城県災害義援金配分委員会」は、第1次配分の追加及び第2次配分以降の配分についても同様に、「義援金配割合決定委員会」で示される考え方にに基づき配分を行うこととしており、本市では県からの配分後速やかに対象者に配分することとする。